

バイリンガルチェック担当者の専門的力量とは

ISO17100 の規定を満たす専門的翻訳技量に関する一考察

佐藤 晶子

(翻訳者)

Abstract

On May 1, 2015, International Organization for Standardization (ISO) issued the international standard on translation services *ISO 17100:2015 Translation services – Requirements for translation services*. Participating members (P-members), one of them being Japan, had joined forces for three years to prepare it. Authorized by the ISO headquarters to provide a Japanese version, Japanese Standards Association (JSA) issued its Japanese translation edited by Japan ISO/TC 37/SC5 Committee on the same day. The author acquired ISO 17100:2015 certification within the scope of translation services from English to Japanese and from Japanese to English in A) finance, economics and legal affairs and B) medical science and pharmaceuticals. In this paper, the author examines the TSP (Translation Service Provider) requirements on revisers stipulated in 3.1.5 of ISO 17100:2015 and considers the professional competences of revisers complying with it.

1. はじめに

本稿の目的は、*ISO17100:2015 Translation Services—Requirements for translation services* (以下『ISO17100:2015』という)が規定している「バイリンガルチェック担当者の専門的力量(Professional competences of revisers)」の要件を満たすために重視された、バイリンガルチェック担当者とは誰が担当し、その担当者の翻訳に関する専門的力量はどのように判断するかについて同規格の規定に基づき考察することである(ISO, 2015: 6)。

平成 27 年 5 月 1 日、『ISO17100:2015』が発行された。原本は日本を含め投票権を持つ参加国である P メンバー国 (participating member: P-member) が策定に携わり、国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が発行した。発行者との合意に基づいた上で、ISO/TC37 (専門用語及び他の言語、情報内容の資源に関する専門委員会) /SC5 (翻訳、通訳及び関連技術に関する分科委員会) に対応する国内委員会 (事務局: 一般社団法人情報科学技術協会) の監修を経て、一般財団法人日本規格協会が英和对訳版『翻訳サービス—翻訳サービスの要求事項』を原本出版同日に出版している。

日本では、日本規格協会が認証機関となり、翻訳サービスを提供する企業、事業者、個人

SATO Akiko, "Assessment of the professional competences of revisers complying with ISO 17100:2015," *Invitation to Interpreting and Translation Studies*, No.16, 2016. pages 96-105. © by the Japan Association for Interpreting and Translation Studies

事業主に対して『ISO17100:2015』の認証を承認している。審査の際に重視されるのは、認証を受ける翻訳サービス提供者(Translation Service Provider: TSP)が、『ISO17100:2015』に記載された翻訳ワークフローに則り、規定された要件を満たしているか否かである。本審査で要件を満たしている場合は、審査後に開催される TSP 判定委員会の審議を経て、認証取得が承認される。

筆者は、平成 28 年度 6 月に TSP(翻訳会社、個人翻訳者または社内翻訳部門など、専門的な翻訳サービスを提供する言語サービス提供者[Language Service Provider])として A 分野(金融、経済、法務)、B 分野(医学、医薬)2 部門の英日、日英の認証を取得した。

2. 先行研究

『ISO17100:2015』の本文は 19 ページにわたる。その中で、用語と定義について 5 ページもの紙面を割いている。本稿の考察を深め、目的を達成するために、翻訳、バイリンガルチェック、プルーフィード担当者、翻訳サービス提供者に関し、先行研究がどう扱ってきたかを知ることが有意義である。

ヤーコブソンは翻訳を言語内、言語間、記号法間の翻訳に分類し、本来の翻訳(translation)である言語間翻訳は、「ことばの記号を他の言語で解釈することである」と定義している(ヤーコブソン, 1973: 57)。マンデイはこの「言語間翻訳こそが伝統的な翻訳学の焦点であるが、決して他を排除するわけではない」と述べている(マンデイ, 2009: 7)。本稿の「翻訳」は、言語間翻訳の視座を持ち、『ISO17100:2015』2.1.2 で定義しているように、翻訳は「原文言語コンテンツを文書形式で訳文言語コンテンツに変換する一連のプロセス」と定義する(ISO, op.cit.: 1)。

先行研究によると、ゴードックはバイリンガルチェック(revision)について以下のように定義している。

“revision includes all operations undertaken to guarantee that the translation meets all applicable quality criteria and quality levels (i.e. is free of linguistic, technical or translation errors). This means making all necessary corrections and changes (improvements, amendments, substitutions, reorganisations) [バイリンガルチェックは、その翻訳が品質基準および品質レベルに完全に適合していると(すなわち言語的、技術的または翻訳の齟齬が全く無いと)保証することを請け負う全作業を含む。これは必要となる全ての訂正や変更(改良、修正、置き換え、再構築等)行うことを意味する。]” (Gouadec, 2007: 26)

ゴードックによると、翻訳の品質基準を満たすためには改良、修正、置き換え、再構築等の訂正と変更を厭わない姿勢が求められる。バイリンガルチェック担当者は翻訳の完成品に向けた品質管理を行わなければならない。「品質管理の父」と呼ばれたデミングは、品質は「顧客満足を目的として経営者が決定する意向」とであると定義した(Deming, 1982: 49)。『ISO17100:2015』に即して言えば、翻訳の品質とは、「翻訳の顧客である読者の満足を目的として経営者である TSP が決定する意向」となる。

本稿のバイリンガルチェックはゴードックの姿勢を踏襲する。また、『ISO17100:2015』2.2.6

で定義しているように、本稿ではバイリンガルチェックを「原文言語コンテンツに照らして訳文言語コンテンツが合意した目的に対して適切であることを確認するバイリンガル検査」と定義する(ISO, op.cit.: 2)。本稿では、バイリンガルチェックを行うバイリンガルチェック担当者(reviser)は翻訳者以外に存在するものとし、同規格が2.4.5で述べているように「原文言語コンテンツに照らして訳文言語コンテンツをバイリンガルチェックする人」と定義する(ibid.: 4)。

ところで、ゴードックはプロフェッショナル翻訳について「翻訳をプルーフリードする第三者を常に得ることが必要である」と述べているが(Gouadec, 2007: 94)、バイリンガルチェック担当者とプルーフリード担当者(reviser)の役割の違いを明確に述べていない。『ISO17100:2015』はプルーフリードを「印刷(出版)前に、バイリンガルチェック済の訳文言語コンテンツを検査し、修正を適用すること」とし(ISO, op.cit.: 3)、プルーフリード担当者を「訳文コンテンツをプルーフリードする人」と定義している(ibid.: 4)。本稿はこの定義を踏襲する。翻訳者とは異なる第三者であるが、バイリンガルチェック担当者とプルーフリード担当者は同一人物であるかどうかは問わない。

また、ピムは翻訳サービスを提供する担当者をテクノロジーの役割分担に位置付け、ローカライゼーションの工程における翻訳管理システムの中に組み込み、翻訳サービス提供者(Translation Service Provider: TSP)の定義は行っていない(ピム, 2010: 212-215)。ゴードックは翻訳サービス提供者を翻訳会社と同一視し、定義は行っていない(Gouadec, 2007: 244)。『ISO17100:2015』は翻訳サービスを、「顧客と翻訳のサービス間の相互作用の結果である無形の製品」と捉え(ISO, op.cit.: 2)、翻訳サービス提供者を「専門的な翻訳サービスを提供する言語サービス提供者」と定義している(ibid.: 4)。本稿は、この翻訳サービス提供者の定義を踏襲する。筆者はこの翻訳サービスと提供者(TSP)として認証を受けた。

上記の先行研究における定義を踏まえた本稿の意義は、『ISO17100:2015』では翻訳者による言語間翻訳成果物の品質向上のために、プルーフリード担当者と役割が異なるバイリンガルチェック担当者を別途定義し、規定している点に注目し、その専門的力量を考察した点にある。

3. ISO とは

3.1 ISO の沿革

国際標準化機構(ISO)は、1947年スイス、ジュネーブで18ヶ国により発足した国際標準の非政府組織である。1906年に設立された電気および電子技術分野の標準化を促進する国際電気標準会議(International Electro-technical Commission: IEC)が扱う以外の「国家間の製品やサービスの交換を助けるために、標準化活動の発展を促進すること。知的、科学的、技術的、そして経済的活動における国家間協力を発展させること」を目的に活動を続けている(日本工業標準調査会, 2005: “ISOの概要”)。

日本からは工業標準化法に基づいて経済産業省に設置されている審議会で、工業標準化全般に関する調査・審議を行っている日本工業標準調査会(Japanese Industrial Standards Committee: JISC)が閣議の了解を経て1952年4月15日に加入した。特に翻訳・通訳の規格を策定する第37専門委員会第5分科委員会は、各国の翻訳・通訳団体または企業関係者、教育者らが運営し、参加している⁽¹⁾。2015年12月末現在で会員構成を要約すると、会員数は162ヶ国、専門委員会数は238、分科委員会数は521、作業グループ数は2625におよ

ぶ (ibid.)。

3.2 欧州中心の国際規格から全世界の国際標準の策定へ

2012年に日本がアジア諸国で初めてISO第37専門委員会総会に参加し、日本の現状を踏まえたISO規格となるように日本側の意見を調整した上で発信するまで、翻訳・通訳に関する国際標準を策定する動きは欧米を中心に進められてきた(田畠 & 市村, 2012: 10-13)。

翻訳に関する国際機関としては、国際翻訳家連盟 (Federation International des Traducteurs: FIT) が「1953年 Pierre-Francois Caille によりパリで創設された」(鳥飼, 2002: 161)。FITは、翻訳の技法・研究を発表する国際的な場として長い歴史を持つ(鳥飼&鶴田, 2008: 315-320)。通訳に関する国際機関としては、FITと同年にジュネーブで創設された国際会議通訳者協会 (Association Internationale des Interprètes de Conférence: AIIC) が国際会議の通訳業務に関する研究、研修を行っている(武田, 2013: 12)。

翻訳・通訳関連の国際規格には、欧州標準化委員会 (Comité Européen de Normalisation: CEN) が策定した翻訳に関する国際規格 *European quality standard EN-15038:2006* (以下『EN 15038』という)、国際会議通訳者協会 (Association Internationale des Interprètes de Conférence: AIIC) が策定した通訳に関する職能基準である *Professional standards*、通訳機器に関するISO規格である *ISO 2603:1998 Booths for simultaneous interpretation — General characteristics and equipment* (以下『ISO 2603』という)、および *ISO 4043:2016 Simultaneous interpreting — Mobile booths — Requirements* (以下『ISO 4043』という)がある。『EN 15038』は2006年、AIICの職能基準は2000年から、通訳機器に関するISO規格は1998年から普及している(Pym, Grin, Sfredo, & Chan, 2011: 23)。現在は、欧州だけではなく、翻訳、通訳に関する新たな国際標準を策定する動きがISOを中心に進められている。

3.3 ISO第37専門委員会第5分科委員会が検討・策定するISO規格

ISO第37専門委員会第5分科委員会は、前節の『EN15038』を参考に2012年に *ISO/TS 11669:2012 Translation projects — General guidance* (以下『ISO/TS 11669』という)を発行した。2014年から2015年にかけてコミュニティ通訳の一般指針である *ISO 13611:2014 Interpreting — Guidelines for community interpreting* (以下『ISO13611:2014』という)、翻訳サービスの要求事項である『ISO17100:2015』を発行した。

現在は、加盟国のISO国内委員会から任命された専門家(Expert)が各作業グループに参加し、翻訳、通訳、通訳機器、用語統一に関する国際規格を策定している。

4. 翻訳サービス提供者(TSP)の義務

4.1 ISO規格が求める世界標準のTSP

本稿が取り上げている要求事項である『ISO17100:2015』は、本稿冒頭で述べた通り、日本語対訳版が作成され、2015年5月1日に出版され、一般財団法人日本規格協会が認証機関となっている。認証を受けた翻訳サービス提供機関・提供者は、『ISO17100:2015』に準拠した翻訳サービス提供者(TSP)であり、国際的な翻訳プロジェクトにおける世界標準の要件を満たすと見なされる。

すでに発行されたISO規格である『ISO17100:2015』と『ISO 13611:2014』の両規格ともに実

業界の ISO 規格であるが、翻訳者・通訳者の要件に学位規定を設定している (ISO, op.cit.: 6), (ISO, 2014: 8-9)。

4.2 翻訳ワークフローによる翻訳プロジェクト管理

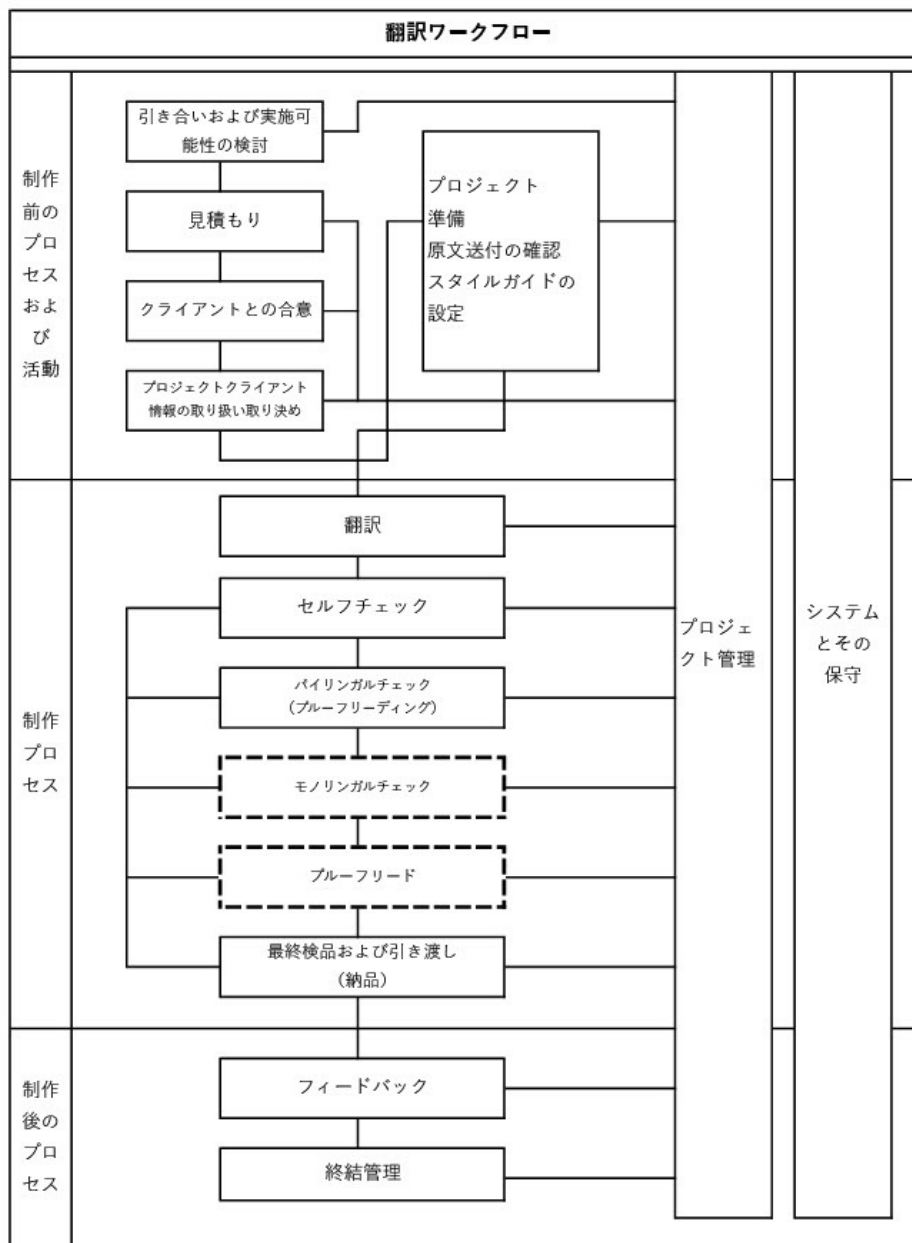


図 4.1 『ISO17100:2015』に準拠する翻訳ワークフロー例 (佐藤, 2016)

上図 4.1 は筆者が TSP として『ISO17100:2015』に準拠する翻訳プロジェクトに取り組む場合の翻訳ワークフロー例である。『ISO17100:2015』の 2. 1.3 は、翻訳ワークフローを「訳文言語コンテンツの実現に関するプロセス又はその一部」と説明する。これは、品質の高い翻訳サービスを提供するために必要なプロセスである (ISO, op.cit.: 1)。TSP は、翻訳ワークフローに従い、翻訳プロジェクトを調整、管理し、翻訳サービスを提供する。上図は翻訳の引き合いか

ら終結管理まで図示された同規格附属書 A に準拠して作成している。(ISO, op.cit.: 12)

翻訳ワークフローは、翻訳プロジェクトに取り組む前の制作前プロセスや活動、翻訳からセルフチェック、バイリンガルチェック、必須ではないが場合によって発生するモノリンガルチェック、プルーフリード、最終検品を経て引き渡しまでの翻訳制作物に直接取り組む制作プロセス、納品後の翻訳に関するフィードバックを受け、終結管理をするまでの制作後のプロセスという各段階がある。同規格は翻訳ワークフローの各項目を規定している。

以上の翻訳ワークフローに従い、TSPは翻訳の引き合いから始まり、『ISO17100:2015』に準拠した翻訳プロジェクトに従事する。

4.3 翻訳プロジェクトにおける翻訳者の資格および専門的力量と提供するサービス内容

前節の制作プロセスにおける同規格準拠の翻訳者には、同規格 3.1.4 が規定するように、① 高等教育機関が認定する翻訳の卒業資格、または② 高等教育機関が認定する翻訳以外の卒業資格および専門専門家の翻訳経験 2 年、もしくは③ 専門専門家として 5 年の翻訳経験といった資格が必要である(ISO, op.cit.: 6)。

上記の資格を満たした翻訳者には、同規格 3.1.3 が規定するように① 翻訳に関する力量、② 原文言語及び訳文言語における言語及びテキスト形成に関する力量、③ 調査、情報取得及び処理に関する力量、④ 文化に関する力量、⑤ 技術に関する力量、⑥ ドメインに関する力量といった専門的力量が求められる(ISO, op.cit.: 6)。

また、翻訳者はこの専門的力量の中で特に①の翻訳に関する力量に関して、同規格 5.3.1 が規定する i) 特定のドメインやクライアントから提供される専門用語集や参考資料を順守することと専門用語の整合性を確実にする、ii) 訳文コンテンツが正確である、iii) 訳文の構文、綴り、句読点、発音区別符号などで表記の取り決めがある、iv) 語彙の続き具合や言葉遣いを把握する、v) クライアントのスタイルガイドを順守する、vi) ロケールや該当する規格を把握する、vii) 書式を確認する、viii) 訳文コンテンツの対象読者と目的を理解するなどの事項を満たし、同規格に適合するサービスを提供しなければならない(ISO, op.cit.: 10)。

4.4 TSP が確実にするバイリンガルチェック担当者の資格と専門的力量

制作プロセスでは、翻訳の終了後に翻訳者がセルフチェックを行った後に、バイリンガルチェック担当者がチェックを行う。TSP は、バイリンガルチェック担当者が同規格 3.1.3 と 3.1.4 に規定された翻訳者の力量と資格、対象とする分野の翻訳及び／又はバイリンガルチェックの経験を備えていることを確実にする必要がある(ISO, op.cit.: 6)。

すなわち、バイリンガルチェック担当者は、翻訳者が翻訳した文書と同等のレベル、量の翻訳を別所で行った経験を持ち、かつ当該翻訳者が翻訳した文書の品質基準を満たすために改良、修正、置き換え、再構築等の訂正と変更を厭わない姿勢が求められる。翻訳者と同等以上の専門的力量が求められているといえる。

筆者の『ISO17100:2015』認証取得に向け、金融・経済・法務分野におけるバイリンガルチェック担当者として、当該専門分野における力量が充分にあり翻訳、専門書出版の経験が豊富な研究者からは専門家としての証明書の提出を、翻訳会社での翻訳および訳文チェック(バイリンガルチェック)またはプルーフリードの経験が 10 年を超えるコーディネーター担当者からは翻訳者としての資格と専門的力量の証明書を別途提出いただいた。

その上で筆者が翻訳者として同規格の 5.3.1 に従ってコンテンツを翻訳し、3.1.3 が規定している専門的力を備えていることをバイリンガルチェック担当者が確認する証明書、およびバイリンガルチェック担当者が、同規格の 5.3.1 に従ってコンテンツを翻訳し 3.1.3 が規定している

証明書

平成28年5月20日

バイリンガルチェック担当者：[redacted]

上記 [redacted] 氏は、ISO17100 3.1.3の条項に規定された翻訳者の全ての力量、3.1.4に規定されている資格、並びに金融・経済・法務の専門的力を備えていることを証明致します。

添付資料：経歴書（履歴書、出版物リスト）

ISO17100 3.1.3の規定内容		評価
1. 翻訳に関する力量：5.3.1の規定に従い、コンテンツを翻訳する能力がある。		○
5.3.1内容	a) 金融、経済、法律等、特定のドメイン及びクライアントの専門用語集及び/又は提供されたその他全ての参考資料を順守し、翻訳時に専門用語の整合性が確実である。	○
	b) 訳文言語コンテンツの意味を正確に捉えている。	○
	c) 訳文言語の適切な構文、綴り、句読点、発音区別符号及びその他の表記規約に従っている。	○
	d) 語彙的結束性及び言葉遣いが正確である。	○
	e) 独自及び/又はクライアントのスタイルガイド（ドメイン、使用域及び言語変種を含む）を順守している。	○
	f) ロケール及び該当する全ての規格を理解している。	○
	g) 書式を順守している。	○
	h) 訳文言語コンテンツの対象読者及び目的を理解している。	○
2. 原文言語及び訳文言語における言語及びテキスト形成に関する力量：原文言語を理解する能力、訳文言語を流ちょうに使用できる能力、及びテキストタイプ規約に関する一般的又は専門的知識があり、翻訳又はその他の訳文言語コンテンツを制作するときにこの知識を適用する能力がある。		○
3. 調査、情報取得及び処理に関する力量：原文言語コンテンツを理解し、訳文言語コンテンツを制作するために必要な言語的及び専門的知識を効果的に追加取得する能力がある。調査に関し、調査ツールの使用経験、及び利用できる情報源を効果的に使用するために適切な方策を立てる能力がある。		○
4. 文化に関する力量：原文言語と訳文言語の両方の特徴づける行動規範、最新の専門用語、価値体系及びロケールに関する情報を活用する能力がある。		○
5. 技術に関する力量：翻訳プロセス全体を支援するツール及びITシステムを含む技術的資源を使用して、翻訳プロセスの技術的作業を実施するために必要な知識、能力及び技能がある。		○
6. メインに関する力量：原文言語で制作されたコンテンツを理解し、適切なスタイル及び専門用語を使用して訳文言語でそのコンテンツを再現する能力がある。		○

[redacted]
アトリエ・アーク・マリー

代表者

佐藤 晶子 

バイリンガルチェック担当者の証明書一例 (佐藤, 2016)⁽²⁾

翻訳者の専門的力を備えていることを、上記図中で示したように確認する証明書を TSP として作成した。翻訳者、バイリンガルチェック担当者の専門的力を確認する証明書は互いに内容をチェックするクロスチェックの方法を採り、署名捺印を行い、各一部を保管している。

5. 考察と結論

以上の事柄を踏まえ、バイリンガルチェック担当者とは誰が担当し、その担当者の翻訳に関する専門的力はどのように判断するかについて、『ISO17100:2015』の規定に基づいて考察する。

5.1 バイリンガルチェック担当者は誰が担当するのか

『ISO17100:2015』に基づく翻訳ワークフローの制作プロセスで行われるバイリンガルチェックの担当者については同規格 3.1.5 が規定しているが、誰が担当するのが適当なのであろうか。

資格については、同規格 3.1.4 が規定した① 高等教育機関が認定する翻訳の卒業資格、または② 高等教育機関が認定する翻訳以外の卒業資格および専門専門家の翻訳経験 2 年、もしくは③ 専門専門家として 5 年の翻訳経験の資格が必要となる(ISO, op.cit.:6)。

資格のみに目を向けると、バイリンガルチェック担当者は高等教育機関が認定する翻訳の資格を取得していれば、専門専門家としての翻訳経験がなくとも担当可能となる。

しかし、この資格には専門的力量の規定が結びついているため、その規定を満たさない場合はバイリンガルチェック担当者にはなれない。専門的力量としては、同規格 3.1.3 が規定した① 翻訳に関する力量、② 原文言語及び訳文言語における言語及びテキスト形成に関する力量、③ 調査、情報取得及び処理に関する力量、④ 文化に関する力量、⑤ 技術に関する力量、⑥ ドメインに関する力量が求められている(ISO, op.cit.:6)。またバイリンガルチェック担当者は 4.3 で述べたように、翻訳者に求められる専門的力量の中で特に①の翻訳に関する力量に関して、同規格 5.3.1 が規定する 7 項目を満たすサービスを提供できる力量も持たねばならない(ISO, op.cit.: 10)。

『ISO17100:2015』に準拠する翻訳プロジェクトが発生する際に稼働する翻訳者は、すでに 3.1.3 及び 3.1.4 の規定に準拠している。従って、3.1.5 が規定する 3.1.3 及び 3.1.4 の規定を満たす翻訳者のすべての力量、資格は満たしている。3.1.5 が規定するバイリンガルチェック担当者の専門的力量を満たすためには、翻訳者の専門的力量に加え、対象ドメインの翻訳及び/又はバイリンガルチェックの経験を積むことが必要となる(ISO, op.cit.:6)。この点において、バイリンガルチェック担当者の役割を同規格に準拠する翻訳者が行う場合、対象ドメインの翻訳及びバイリンガルチェックの経験を積むという項目を証明書に追加するのみで済むことが予想できる。専門性の壁は高いが、同規格に準拠する翻訳者の役割拡大、地位向上のためにも、この手続きは試みる価値があるのではないかと思料する。

5.2 バイリンガルチェック担当者の専門的力量はどう判断するか

前項で述べたように、バイリンガルチェック担当者は、翻訳者が翻訳した文書と同等のレベル、量の翻訳を別所で行った経験を持ち、かつ当該翻訳者が翻訳した文書の品質基準を満たすために改良、修正、置き換え、再構築等の訂正と変更を厭わない姿勢が要求される。翻訳者と同等以上の専門的力量が求められていると言える。翻訳サービス提供者としての TSP は、翻訳プロジェクトを管理するプロジェクトマネージャーとしての役割を兼ねる場合、バイリンガルチェック担当者の専門的力量を判断する責任を負う(ibid.)。

筆者は TSP として『ISO17100:2015』認証取得に向け、バイリンガルチェック担当者として筆者の専門分野における力量が十分にあり翻訳、専門書出版の経験が豊富な研究者と、翻訳会社での翻訳および訳文チェック(バイリンガルチェック)またはプルーフリードの経験が 10 年を超えるコーディネーター担当者から、専門家または翻訳者としての資格を示す証明書を提出いただいた。また、TSP としてバイリンガルチェック担当者としての専門的力量があるかどうかの検討を行い、その力量があることを示す証明書フォームを作成し、お渡しした。先方からは翻訳者としての専門的力量が筆者にあるかどうかをご検討いただき、専門的力量を示す証明書を提出いただいた。翻訳者とバイリンガルチェック担当者がクロスチェックする形式を採った。証明書は二部ずつ作成し、それぞれが一部ずつ保管している。

今後も『ISO17100:2015』認証を取得した TSP が増えるであろうが、TSP によってバイリンガル

チェック担当者の専門的力量的な相違が生じない評価システムが必要であろう。

5.3 『ISO17100:2015』認証取得 TSP が担う客観性

本稿が取り上げている要求事項である『ISO17100:2015』は、本稿冒頭で述べた通り、日本語対訳版が作成され、2015年5月1日に出版された。一般財団法人日本規格協会が認証機関となり、認証を行っている。認証を受けた翻訳サービス提供機関・提供者は、『ISO17100:2015』に準拠した翻訳サービス提供者 (TSP) であり、一般財団法人日本規格協会が行う第三者によるプライベート認証であるが、国際的な翻訳プロジェクトにおける世界標準の要件を満たすと見なされる。

バイリンガルチェック担当者の専門的力量的な判断について、『ISO17100:2015』認証取得 TSP が客観性を充分留保するには、同規格 2.4.3 で規定するクライアント (client) または顧客 (customer) の依頼内容にもよるが (ISO, op.cit.: 4)、顧客満足度を高める品質管理をさらに向上させるための努力を怠らないことだろう。具体的には、引き合いから終結管理までの翻訳ワークフローの中で制作プロセスの主要な構成要員としての翻訳者 (個人事業主の場合は TSP が兼任)、バイリンガルチェック担当者は誰が担当するのか、どのような専門的力量的などれだけ期待するかを翻訳プロジェクト毎に決定する (依頼される) TSP の判断が重要な課題となる。

バイリンガルチェック担当者、翻訳者と TSP 間での合意が効率的に実り、TSP が各担当者と協力して翻訳プロジェクトをスムーズに進め、適切な翻訳サービスを提供して行くためにも、バイリンガルチェック担当者候補の専門的力量的な客観的に判断するシステム構築が急務となる。プロジェクト毎のトライアル試験の実施、過去の翻訳に関する成果物の判断、専門家としての活躍等、客観的資料に基づく確かな判断力が TSP に託されている。

本稿で述べなかったプルーフリード担当者、翻訳プロジェクトマネージャーの力量等については将来の課題としたい。

.....

【著者紹介】 佐藤晶子 (SATO Akiko) 2016年 ISO17100:2015 認証取得。翻訳者・通訳者・大学非常勤講師。主な著作物:(2013) “Public Health in Occupied Japan and Quality Control Advocated by an Educator, W. Edwards Deming” Japan Studies Association Japan Studies Association Journal, Volume 10、『ボイス・オブ・アメリカ (VOA) ニュースで学ぶ英語 レベル 1』大学教育出版(2014)、“Public Health in Occupied Japan Transformed by SQC,” *Modern Japan: Social Commentary on State and Society*, Springer (2016)

.....

【注】

(1) 日本の ISO 国内委員会のメンバーはボランティアベースで委員会に参加している。日本国内委員会は 2013年4月1日より、ISO 第 37 専門委員会第 5 分科委員会 (専門用語、言語、内容の情報資源) および ISO 第 46 専門委員会 (情報とドキュメンテーション) の国内審議団体 (事務局) が、一般財団法人日本規格協会から情報科学技術協会 (INFOSTA) に移行した。翻訳および通訳の ISO 規格を把握し、業界団体としての意見を ISO 国内委員会に提案することを目的として一般社団法人日本翻訳連盟 (JTF) が連盟内に ISO 検討会を設置し、ボランティアベースで集まり、検討を続けている。

(2) 個人情報に関する箇所は黒線を引き、不可視とした。

【引用文献】

- Deming, W.E. (1982). *Out of Crisis, W. Edwards Deming Papers*, (Box. 124:pp. pp.49). Washington D.C.: Library of Congress.
- Gouadec, D. (2007). *Translation as a Profession*. (pp.26, pp.94, pp.244). Philadelphia: John Benjamins.
- 市村美樹子 (2013) 「ISO17100 の衝撃:知らなければ世界から取り残される翻訳の国際常識」『日本翻訳ジャーナル』267, 10-13. [Online]
http://journal.jtf.jp/files/user/pdf/JTFjournal267_2013Sep.pdf (2016年9月25日)
- ISO. (2014). *ISO 13611:2014: Interpreting --Guidelines for community interpreting* (pp.8-9). Geneva: ISO.
- ISO. (2015a). *ISO 17100:2015 Translation services -- Requirements for translation services* (pp.1, pp.2, pp.3, pp.4, pp.6, pp.10, pp.12). Geneva: ISO.
- マンデイ, J. (2009) 『翻訳学入門』長沼美香子・水野的・斉藤美野・坪井睦子・吉田理加・山田優・河原清志(訳)鳥飼玖美子(監訳) (pp.6) みすず書房
- 日本工業標準調査会 (2005).「ISO の概要」日本工業標準調査会[Online]
<http://www.jisc.go.jp/international/iso-guide.html> (2016年9月28日)
- Pym, A., Grin, F., Sfreddo, C., & Chan, A. L. (2011). *Studies on translation and multilingualism: The Status of the Translation Profession in the European Union* (pp23). [Online] http://ec.europa.eu/dgs/translation/publications/studies/translation_profession_en.pdf (2016年9月28日)
- ピム, A. (2010) 『翻訳理論の探求』武田珂代子(訳)(pp. 212-215) みすず書房
- 佐藤晶子 (2016) 『2016年 ISO17100:2015 認証取得資料』Unpublished raw data.
- 武田珂代子(2012) 「日本における通訳者養成に関する一考察」『通訳翻訳研究』No.12, 105-117. [Online]http://jaits.jp.org/home/kaishi2012/07_takeda.pdf (2016年9月20日)
- 鳥飼玖美子(2002) 「国際翻訳家連盟(FIT)第16回世界大会報告」『通訳翻訳研究』第2号, 161-165. [Online]http://jaits.jp.org/home/kaishi2002/pdf/11f-torikai_02_.pdf (2016年9月20日)
- 鳥飼玖美子・鶴田知佳子(2008) 「国際翻訳家連盟(FIT)第18回世界大会報告」『通訳翻訳研究』第8号, 315-320. [Online] <http://jaits.jp.org/home/kaishi2008/pdf/20-FIT18-report.pdf> (2016年9月20日)
- ヤーコブソン, R (1973) 『一般言語学』田村すず子・長嶋善郎・村崎恭子・中野直子(訳)川本茂雄(監修)(pp.57) みすず書房